

専業主婦の私たち

泣き寝入りせず運動して良かった

第二号被保険者「未届け」問題

四月から四十一万人全員が救済



サラリーマン世帯の専業主婦は、88年4月から保険料を負担しなくても、届け出をすれば第二号被保険者として、自分名義の年金を受け取れるようになりました。しかし、厚生年金に加入して途中で退職したとき、本人が届け出をしなかったため年金を受け取れないケースが続出。

この問題の解決を求める長年の運動の結果、ついに年金法が改正され今年四月から「特例届け出」制度がつくられ、未届け者が年金を受け取れるようになりました。

住民の長年の運動と、国会質問などの取り組みが実を結ぶ

この成果は、泣き寝入りしないで市町村役場とかけあったり、テレビ局に申し入れ、政府と交渉し、マスコミにも訴えるなどがんばった主婦の方々の運動が実ったものです。瀬古議員は、

「瀬古さんに国会で取り上げてもらったのが一番大きかった」

役所に届け出をしなかったために年金支給額を大幅に減らされた女性たちの救済のために長年にわたり尽力した方が、しみじみと語ります。「瀬古さんには本当に力になっていただきました」と。

無年金者の救済へさらに抜本策を

瀬古さんは「条件付けなしに四十一万人の人が救われたのはかつてないことで、皆さんの粘り強い運動の成果です。しかし、無年金者が増えている現状を根本的に打開するためには、私たちが提案している『最低保障年金制度』の確立など抜本的な対策が必要です」と語り、その実現のためにいっしょに力を合わせましょうと、国民の皆さん



日本共産党 前衆院議員
瀬古 由起子

によびかけています。

日本共産党衆議院比例 東海ブロックニュース

2005年5月号外
発行 日本共産党衆議院比例東海ブロック事務所
名古屋市中区新栄3丁目12番27号
電話 052-264-0833
FAX 052-264-0850
Eメール tokaib1c@ybb.ne.jp

日本共産党の見解をご紹介します。ご意見や感想をお寄せください。